

地域団体商標制度の施行について

平成18年2月
特 許 庁

1. 地域団体商標制度の目的

地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援する。

2. 地域団体商標制度の概要

地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標が、農業協同組合や事業協同組合等の団体によって、地域との密接な関連性を有する商品（役務）に使用された結果、一定の範囲で周知となった場合には、地域団体商標として登録を認める制度。

3. 地域団体商標制度施行までの取り組み

（1）制度の周知

- 法改正説明会を全国21か所で開催（平成17年6月～7月）
- 地域団体商標審査基準説明会を全国49か所で開催（平成18年1月～3月）

（2）関係省庁との連携

- 関係省庁連絡会議の開催（平成17年10月14日）

（3）審査体制の強化

- 地域団体商標制度導入に伴う「商標審査基準」の改正及び公表（平成17年12月9日）

4. 施行日等

平成18年4月1日 地域団体商標制度施行
地域団体商標登録出願 受付開始